

事業評価シート

担当課・室長：環境保全対策課長

事業名	国際協力の推進
上位施策名	オゾン層保護対策
1 事業の概要	<p>モントリオール議定書に基づくオゾン層破壊物質の生産等の規制については、日本など先進国ではCFC等の主要なオゾン層破壊物質の生産は既に全廃されているものの、途上国では、1999年から規制が開始されたところ。しかしながら、一部の途上国においてCFCの凍結が達成できる見込みがないことに加え、2005年におけるCFCの50%削減、2010年における全廃に向けての目途がたっていない国が多い。このため、技術・知識などが不十分な途上国に対して、議定書の削減計画を達成できるよう、代替技術やCFC等の回収技術等の支援を行う。</p>
2 進捗状況	<p>オゾン層保護対策・代替技術セミナー 平成2年度より、JICA 集団研修として毎年途上国の行政官（約20人）を招聘し、約3ヶ月間、国内法、施策、対策事例等の研修を実施。環境省としてこの研修を技術的に支援。</p> <p>モントリオール議定書遵守支援事業 平成12年度より、支援が特に求められる途上国を1ヶ国抽出し、より効果的に支援が実施されるよう、対象国がオゾン層破壊物質削減にあたり抱えている問題について調査を実施し、対象国の実状に合わせてセミナーの開催（参加者約100人）等の支援等を実施。</p>
3 評価	<p>オゾン層保護対策・代替技術セミナー 研修参加者との意見交換、議定書締約国会議において研修卒業生が各国の代表として活発に活躍している事実等から、本事業は成果を挙げていると評価。途上国での規制開始に伴い、今後このセミナーの役割はより重要になる。</p> <p>モントリオール議定書遵守支援事業 支援事業が一過性のものになりがちであるため、支援後に取組の進捗状況の調査やより専門性の高い、詳細な技術に関するセミナーの開催等によりフォローアップを行うことが重要。</p> <p>国際協力の強化 第151国会において成立した「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」の衆・参両院における委員会決議、附帯決議を踏まえ、途上国の脱フロンに向けた取組への支援を強化する必要がある。</p> <p>具体的には、モントリオール議定書多数国間基金（MLF）による事業についてこれまで環境省は積極的には関与してきていないが、今後はMLFプロジェクトの形成、実施に積極的に関与するとともに、MLFプロジェクト（主にハード面の支援）に承認されにくい人的育成のノウハウの提供、我が国国内における技術支援のための後方支援体制の整備などのソフト面でのプロジェクトを実施することにより、我が国における国際協力体制の強化を図る必要がある。</p>

4 予算事項名	・アジアにおけるモントリオール議定書遵守支援事業
5 対応副施等 策	